

## =第68回定期大会 無事終了=

第68回定期大会は、去る2月26日(日)グランドエル・サンのクリスタルホールにて開催されました。今回は、感染拡大防止の観点から代議員の約半数の方に委任状を提出していただき参加人数を減らし、時間も半日と短縮した上で行いました。

代議員の方々を始め、参加頂いた各位の御協力により、議事日程を踏まえた進行と運営ができました。今後の機関会議の中で、大会の進行・運営・議事内容については、総括を行なって参ります。大会の準備・運営に御協力頂きました方々には改めて御礼申し上げます。

また、執行委員の辞任に伴う欠員補充の承認も行なわれ、新執行委員は次のとおり承認されました。宜しく願いいたします。

### 新執行委員 白澤 勝敏(西郷)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

組織人員の状況(人)

R5年 期首	1月末	2月 加入	2月脱退 (内死亡)	2月末	前月 対比
1,481	1,479	2	8(3)	1,473	-6

組織人員の減少は、組合のメリット低減に直結する大きな問題です。

みんなの声掛けで流れを変えよう！！

～全支部・分会で純増拡大を達成しよう～

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

### 2月加入者・促進者 (敬称略)

○新しい仲間 【促進者】  
菅原 重勝 (楡引/配管工) 【 - 】  
平藤 潔 (朝日/電気設備工) 【朝日-伊藤治矢】

【加入2名、脱退8名(死去者3)  
組合員総数 1,473名】

## インボイス制度講習会開催

組合では、これまでインボイス制度の延期・変更を訴えてきました。3月末迄としていた登録申請が、4月以降でも可能になるなど一部変更はされましたが、今年10月からの実施を延期するのは難しい状況です。

実施された場合、影響を最小限に抑える為に、インボイス制度について理解を深める事は重要です。

そこで、田川建労では下記により講習会を開催します。

日時：4月9日(日)10時～12時

会場：田川建設労働組合 講堂

講師：原田税理士事務所

原田 洋 税理士

申込：4月3日(月)まで組合へ

内容：インボイス制度について  
小規模、一人親方の対応、支援措置について など

## 訃 報

田川建設労働組合 前執行委員長 (第15代)の関寛さんが、去る2月27日逝去されました。

関さんは、執行委員長を退任されるまで6期11年もの長きに亘り本部役員として組合の発展、組合員の生活向上などに尽力されました。

葬儀は3月3日アク・サン本町にて執り行われました。

ご冥福をお祈りいたします。



## ♪♪講習会のお知らせ♪♪

今回は、同時配布の年間実施計画(A3版)をご覧ください。いずれも予定です。お問合せ・申込みは各実施機関にお願いします。下記組合HPの『各種講習会』から実施機関のHPにリンクされています。

「石綿作業主任者」や「建築物石綿含有建材調査者講習」の年間予定も掲載しています。既に定員に達している講習日もありますので、お早く申し込み下さい。

(受講後、取得した資格証等を持参して頂くと補助金が適用されます。)

※「調査者」を修了しても「石綿作業主任者」をとった事にはなりませんのでご注意ください。それぞれ受講が必要な別の資格です。(「調査者」に一部免除あり)

## 『建災防技能講習』申込を代行します

必要書類等(写真や必要資格の証明書等)をご準備いただければ、組合で「空き状況の確認」・「予約」・「申込」・「受講料の振込」を代行いたします。詳細は事前にお問合せ下さい。

◆代行手数料：1件1,000円(振込料込)  
同時2件目以降500円追加

※代行できるのは建災防の講習のみです



国交省、経産省、環境省が

## 省エネルギーフォームを支援!!

「全ての世帯で利用可能です」

◆こどもエコすまいる支援事業

開口部改修、断熱改修、エコ住宅設備の設置等で原則最大30万円補助

◎先進的窓リノベ事業

高性能な断熱窓への省エネ改修で最大200万円補助

▲給湯省エネ事業

要件を満たす給湯器の設置で15万円又は5万円補助

※詳しくは、「住宅省エネ2023キャンペーン」で検索



## 確定申告書込み相談会 終える

3月4日(土)・5日(日)の両日、組合にて税金の確定申告書込み相談会が行なわれ、住民税2件、所得税36件、消費税2件の計40件の申告相談を受け付けました。

事前予約制を導入し混雑緩和に努め、担当税理士と賃金・税金対策部員の連携・協力のもと、目立った支障も無く終了できました。

予め下書き等に取り組みました利用者各位、運営に御協力頂きました皆様には、改めて感謝申し上げます。

### 組合員の明暗 (敬称略)

☆赤ちゃん誕生おめでとう!

難波 大 (鶴岡)

◆お悔やみ申し上げます

瀬津 留夫(豊浦/大工)2月6日死去86歳

本間 正喜(五十川/大工)2月12日死去94歳

関 寛(鶴岡/鉄工)2月27日死去70歳

※組合共済申請を基に掲載しています。

### 3月・4月の行事

- |       |               |          |
|-------|---------------|----------|
| 3/12  | 主婦の会総会        | (組合)     |
| 13    | 三役会・訓練協会三役会   | (組合)     |
| 14    | 県連執行委員会       | (山形)     |
| 23    | 執行委員会・訓練協会理事会 | (組合)     |
| 26    | 県連青協定期大会      | (山形)     |
| 29    | 委員会【午後】       | (農村センター) |
| 4/3   | 集団健診          | (山戸)     |
| 4-5   | 全国技術対策活動者会議   | (未定)     |
| 9     | インボイス制度講習会    | (組合)     |
| 12    | 集団健診          | (大蔵)     |
| 13    | 三役会・訓練協会三役会   | (組合)     |
| 18-19 | 県連第62回定期大会    | (天童)     |
| 27    | 執行委員会・訓練協会理事会 | (組合)     |

## 2023年版 組合員手帳販売中です!

# 400円

たて15cm×よこ9cm×厚さ1cm  
数に限りがあります。  
ご購入はお早めに



## ◆◆◆建設国保ご加入のみなさんへ◆◆◆

### 令和5年度

#### 特定健康診査受診券発送について

40歳から74歳までの建設国保加入者は、健康診断を受ける際、特定健康診査受診券がないと受診できません。

今回「うぐいす色」の封筒で3月中旬から下旬にかけて受診券が建設国保組合(山形市)より一人一封筒で直接郵送されます。この受診券は、令和5年4月1日から令和6年3月末日まで1年間で1回使用できる受診券となります。健康診断を受診する際、提示が必要ですので大切に保管して下さい。

尚、40歳未満の方は受診券をお持ち頂かなくても健診を受ける事ができますが、健診の補助金対象は、建設国保組合の資格取得日より、6ヶ月以上経過した方になりますので健康診断の日程が決まりましたらご確認をお願いします。

令和5年度 組合主催定期健康診断実施予定日につきましては、今月配布の一覧でご確認下さい。

※詳細につきましては、申込書の配布時にお知らせいたします。

#### ★令和5年4月より

建設国保医療保険料(一部)・介護保険料  
が変更になります★

詳細につきましては、今月同時配布の『私たちのこくほ 健康の広場』と別刷りの変更のお知らせでご確認ください。

年齢により、保険料賦課区分が変更になる方につきましては、別途、郵送でお知らせいたします。

## 建設国保被保険者証

### 変更のお手続きはお早目に!!

建設国保に加入されている方で、保険証の記載事項に変更等があった場合はお早目にお手続きをお願いします。

#### ★住所が変更になった場合・・・

住民票謄本(コピー可)、建設国保の保険証(家族分も含む)、印鑑、※①をご持参下さい。

#### ★就職先の健康保険に加入した場合・・・

新しい保険証がお手元に届いてからのお手続きになります。

新しい保険証(コピー可)、建設国保の保険証(原本)、印鑑、※①をご持参下さい。

#### ★転出した場合・・・

新しい住所の住民票謄本(コピー可)又は除籍された住民票謄本(コピー可)、建設国保の保険証(原本)、印鑑、※①をご持参下さい。

#### ★転入した場合・・・

住民票謄本(コピー可)、保険料、印鑑、※①をご持参下さい。

※①上記記載の必要書類の他に組合員本人と申請対象者のマイナンバー(個人番号)、申請にお越し頂く方の本人確認書類が必要になります。

※住民票謄本は世帯全員の続柄、世帯主等が記載されている省略の無い住民票になります。

・・・詳しくは田川建労へお問い合わせ下さい。



○  
フ  
ァ  
イ  
リ  
ン  
グ  
用  
閉  
じ  
穴  
余  
白  
で  
す  
○



## 「働き方改革」全面適用まであと1年

他産業では全面適用となる「働き方改革」ですが、建設業にはあと1年猶予期間があるものもあります。しかし、ほとんどの項目で既に実施しなければならない事になっています。下記①～③は既に適用されている項目です。労働条件の適正化は、新規入職者獲得の為には勿論のこと、既存労働者の処遇改善の為にも必要なことです。

「働き方改革」に対応できているか確認し、確実に実施しましょう！

### ①労働時間の記録管理<今日からできる>

出勤欠勤のみならず、毎日の出勤退勤時間を必ず記録に残しましょう！

### ②時間外労働の管理 <36協定の締結>

1日8時間、週40時間を超えて働く場合は、必ず「36協定」の届出、適正な割増賃金を支払いましょう。

### ③有給休暇の付与と取得 <休日重要>

半年以上勤務した場合、年10日以上の有給休暇の付与と年5日以上取得義務があります。

## 元請工事を受注しよう！！

当地方の賃金相場形成の為にも、仲間で声を掛け合い、仕事を掘り起し、元請工事の受注を増やしましょう。

## 「賃金1,000円アップ運動」で賃上げを実現しよう!!

組合員全員で「賃金1,000円アップ運動」を行ない、みんなで賃金アップを実現しましょう。

賃金アップした金額で見積書を作成、お客様に理解を得られるよう説明しましょう！

令和4年10月6日より最低賃金が32円(3.89%)引き上げられました。**最低でも月5,376円**(@32×8H×21D)以上。例えば日当15,000円の方は3.89%**(583.5円)**アップの**日当15,583.5円**。月換算、**12,253.5円**(@583.5×21D)以上の**賃金UP**を最低でも実現しましょう！

## 雇用保険料率が変更になります

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

<令和5年度の雇用保険料率>

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率
一般の事業 (製造業)	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

保険料率の変更に伴い、賃金締切日が令和5年4月1日以降に設定されている月から、保険料率が変更になります。

例えば

- ・月末締め、翌月10日支払いの場合  
4月30日締め5月10日支払い賃金より保険料率を変更する。
- ・20日締め、当月末支払いの場合  
4月20日締め4月30日支払い賃金より保険料率を変更する。

## 国家試験 令和5年度前期

## 技能検定受検案内

技能検定は、技能の程度を一定の基準によって検定し、それを公に証明する国家検定制度です。

技能検定に合格すると法に基づいて「技能士」と称することができます。

技能者の皆さん、自分の技能に自身と誇りを持って、この検定制度を大いに活用しましょう。(受検案内抜粋)

ご一報いただければ、受検申請書等送付します。

**×切 4月14日(厳守)**

技能検定及び建築士に合格した組合員には、お祝金が支給されます。合格証をお持ちいただき申請してください。(2年以内の申請が必要です。)

